

広報としお 12

令和4年12月発行 Tochima Village Public Relation 2022.12 No.260



マイナンバーカードの取得及び
給付金についての詳細は 14p ~

第16回トカラ列島島めぐり

～表彰を受けた皆様～

個人の部（男性）

- 1位 富田 繁生（福岡県）
- 2位 川瀬 誠（千葉県）
- 3位 河村 孝文（広島県）

個人の部（女性）

- 1位 久藤 映（広島県）
- 2位 西原 凜子（東京都）
- 3位 有田 薫（福岡県）

特別賞

遠くから来てくれてありがとう賞

- 佐藤 弘明（北海道）
- 佐藤 文路（北海道）

最高齢参加者賞

- 橋本 隆志（70代）
- 岩佐 隆司（70代）



参加者にインタビューしてみました!!

男性1位の富田 繁生さん
「今回が2度目の参加になりました。1位争いなど走った感動が忘れられず参加しました。とても楽しかったです。」

女性1位の久藤 映さん
「旅仲間に教えてもらい参加しました。全島回ることができると聞き楽しみにしていました。次はツアーに参加してみたいです。」

ますみんこと田上 真澄さん
「マラソンは得意ではないが、島の方々に会いたくて参加しました。ハプニングもありましたが、参加者や島の方の助けがあったので、走りきることができました。やはり、きつかったです。」



↑表彰を受けた皆様

マラソン大会が開催されました!!

10月1日（土）に第16回トカラ列島島めぐりマラソン大会が開催されました!!

当日は、天候にも恵まれ全国各地から集まった72名のランナーが十島村の自然豊かなコースを力いっぱい走りました。

新型コロナウイルスの影響により約3年ぶりの開催となりましたが、住民の方々の熱い声援やおもてなしがあり、今大会も心に残る素晴らしい大会になりました。



↑一斉に走り出すランナー



↑笑顔でゴールするランナー



↑選手宣誓（田上 真澄さん）

競技後に宝島の前籠漁港で開催した交流会では、十島村各島婦人会の丹精込めた島料理や宝島住民によるスティールパンの演奏など、島の「おもてなし」で大いに賑わいました。また、各島で住民の皆様や小中学生による見送りもしていたが、最後までマラソン大会を盛り上げていただきました。



↑婦人会の方々



→宝島で行われた交流会

住民、スタッフの皆様におかれましては、ご多忙の中にもかかわらず選手の応援やコースの準備や片づけに至るまで、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

航空路の運航が開始されました！

10月4日より運航が開始された諏訪之瀬島の航空路線において、10月21日（金）がお客様を乗せての初めてのフライトとなりました。株式会社ヤマハリゾートが撤退してから約40年間取り残されていた諏訪之瀬島場外離着陸場ですが、鹿児島と諏訪之瀬島間を繋ぐ、新たなアクセス手段として本格的な利用が始まりました。

初フライトを記念して、諏訪之瀬島場外離着陸場では、鹿児島発・諏訪之瀬島着の便に搭乗されたお客様と機長を含めた5名に、歓迎の花束などを贈呈いたしました。



→利用者第1号のハラ様と機長

諏訪之瀬島航空路線を活用していただいた、利用者第1号の方にインタビューを行いました!!
利用者第1号 ハラ様
なぜ利用していただけたのか？

「元々離島などを巡ることが好きで、諏訪之瀬島も9年ほど前に訪れている。飛行機も好きなので、一度訪れた時に滑走路を歩いた。そのため、ニュースで運航開始を知った時に乗ろうと決意した。」

乗った感想はどうだったか？

「セスナ機は何度も乗ったことがあるが、とても快適だった。着陸の前は、山影とのこともあり少し揺れた。セスナから降りたときに、島の方に歓迎をされたのでとても驚いた。今回はその折り返して帰ってしまい、島に長く居ることができなかつたが、とてもいい思い出が出来た。他の島も訪れてみたいと思った。」
とのコメントを頂くことができました。



↑歓迎の記念写真

運航開始日から11月22日までの運航実績を紹介します。

10月21日（金）	1名 往復
10月25日（火）	2名 諏訪発
10月28日（金）	2名 鹿児島発
11月1日（火）	2名 鹿児島発
11月1日（火）	3名 諏訪発
11月4日（金）	1名 鹿児島発
11月11日（金）	2名 鹿児島発
11月15日（火）	2名 諏訪発
11月18日（金）	1名 鹿児島発

※折り返し

11月22日（火）1名 諏訪発
運航を開始してから、既に9便13名の方に利用をして頂いており、利用者の割合では、一般客が1名、島民が10名、準住民が2名となっております。

島民の方の利用が多いものの、諏訪之瀬島以外の島の方々の利用が少ない状況となっております。

是非、他の島の方々も新しいアクセス手段ができた記念として、利用してみてください。

テレビを寄贈していただきました

諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナルの建設をしていただいた、川口建設株式会社様より、大型テレビを寄贈していただきました。

令和4年9月27日に開所を迎えた諏訪之瀬島場外離着陸場避難ターミナルですが、10月4日より運航が開始され、同月21日に初のフライトが行われました。

これらのことや、これからの航空路線運航の活発化や島民の安全を願っての寄贈とのことです。寄贈されたテレビは避難ターミナルの待合室に設置されております。航空機利用の際はぜひご利用ください。



↑寄贈時の写真

離島防災訓練を実施しました

令和4年10月11日に諏訪之瀬島で離島防災訓練を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり3年ぶりの開催となりました。

大規模な訓練のため、参加者は21機関より124名、諏訪之瀬島住民69名の計193名の参加となりました。

訓練の流れとしては、

1, 噴火警戒レベル4発令

2, 高齢者等避難指示発令

3, 高齢者等避難開始・完了

4, 噴火警戒レベル5発令

5, 全島避難指示発令

6, 行方不明者捜索・搬送

このような流れで行いました。訓練の内容としては、高齢者等避難指示発令に伴い、要配慮者及び住民は公民館に集合し人数確認を行い、その後、要配慮者は、避難ターミナル



↑公民館に避難してきた住民



↑現地対策本部



↑陸自ヘリで避難する要配慮者

に移動し陸自ヘリで中之島へ避難を行いました。その後、全島避難指示に伴い、全島民で避難ターミナルに移動し、自主防災組織4班のうち、1班がななしまで避難のため元浦港へ、2班及び4班は巡視船さつまでの避難のため切石港へ、3班は陸自ヘリで避難のためそのまま待機となりました。

多機関が参加したものであったため、反省点などいくつも見つかりましたが、良い経験となる離島防災訓練となりました。

第12回全国和牛能力共進会が開催されました!!

10月6日(木)から10日(月)の5日間、鹿児島県牧園町で第12回全国和牛能力共進会が開催されました。

鹿児島県PRエリアには、本村も出店し、十島村の観光PRを放映した他、島バナナをはじめ多くの特産品を販売しました。また、お立ち寄りいただいた方には、トカラヤギを使った山羊汁の無償提供を行いました。

会場には、全国各地から多くの方が来場しており、5日間提供した山羊汁はすべて完売し、特産品販売においても、30万円ほど売り上げ、全国に十島村をPRすることができました。



↑競技会の様子



↑販売所の様子

口之島盆踊りが行われました!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を断念していた口之島の盆踊りですが、3年ぶり行われました!!

口之島盆踊りは、旧暦の7月15日の旧盆に殿地(番所)、お寺(墓地)の2か所で午前、午後に分けて踊り、子踊りや狂言を男性のみで演じるものです。近年では、子踊りは少子化の影響を受け女性も踊るようになっております。

大和文化の流れを汲む男性的で勇壮な踊りで、先踊りや天下泰平、ドンドン節、サンサ節などすべての狂言も口上で受け継がれ、現在にいたっています。

盆踊りの最初に先踊りが唄あげ(唄を歌う人)を先導に哀愁漂う旋律に合わせ、囃しをかけ最後に天下泰平を唄い、踊り子が踊るものになっています。天下泰平は戦いのない平穏無事の世の中を祈り唄われたものと言われています。踊りは、天下泰平、ドンドン節、サンサ節の3



お近くのブロック塀は安全ですか?

あなたの家のブロック塀が安全かどうか、改めて確認しましょう。ブロック塀について次の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば、危険なため改善しましょう。また、わからないことがあれば専門家に相談しましょう。

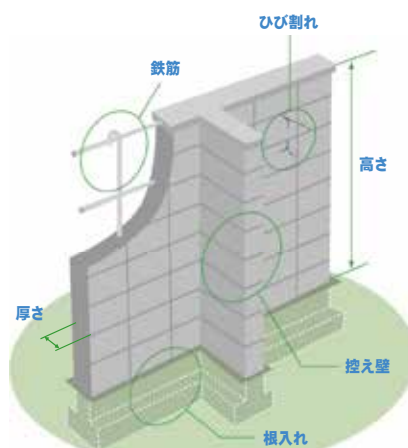
- 1. 塀は高すぎないか
- ・ 塀の高さは地盤から2.2メートル以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
- ・ 塀の厚さは10センチ以上か。
- ・ 塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合には15センチ以下)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2メートル超の場合)
- ・ 塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
- ・ コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
- ・ 塀に、傾き・ひび割れはないか。

〈専門家に相談しましょう〉

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

・ 塀の中に直径9ミリ以上の鉄筋が、縦横とも80センチ間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

・ 基礎の根入れ深さは30センチ以上か。(塀の高さが1.2メートル超の場合)



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

十島・中之島スポーツ少年団受賞!!

9月20日に日本スポーツ協会日本スポーツ少年団より、「十島村中之島スポーツ少年団」に表彰状が贈られました。

この賞は、長年にわたり優れた団体活動を展開し、全国のスポート少年団の模範となる顕著な成果をあげている少年団に贈られるものです。指導員の永田和彦氏は、

「長年子供たちが頑張ってきた活動を評価していただけてうれしいです。今後も励みになることでしょう。」

と喜んでいらっしゃいました。



種を踊り、ドンドン節とサンサ節は大正時代初期に全国で流行り唄われた唄で、地域により唄や踊りも違ってきます。口之島では、ドンドン節は勇ましく、サンサ節はややゆっくりと唄い踊られています。



村の水道をご使用中の皆様へ

給水装置（給水管・止水栓・メーターボックス・蛇口等の給水用具の総称）は個人の財産となるため、管理や修繕は個人負担となっています。

漏水による高額請求の場合、次の条件に当てはまれば、水道の使用料の減免申請が行える場合があります。

①災害その他の理由により料金の納付が困難である者
②不可抗力による漏水

③管理者が公益上、特別の理由があると認めたもの
ただし、次の場合は減免申請が行えませんのでご注意ください。

①使用者又は第3者の故意又は過失と認められるとき
②漏水の事実を知りながらも修繕を怠った場合
③同じ場所が何度も漏水する場合
④表現漏水（水道利用者が一般的な注意を払っていれば当然発見できる状態の漏水）
減免申請を行う際は、次の書類を添えて申請をお願いします。

①水道料金等減免申請書
②漏水修繕証明書



③漏水箇所の修繕前と修繕後の写真
ご不明な点がございましたら、役場土木交通課水道係までご連絡をお願いします。

（通年）ノーネクタイを

試行します！

環境省でクールビズの期間設定が廃止されたほか、地球温暖化や節電対策となるばかりでなく、常時マスクが必要な中、より働きやすい職場環境を目指して、仕事しやすい服装で年間を通じて勤務することで業務の効率化を図り、住民サービスの向上に繋げるため、全国でも年間を通じてノーネクタイとする自治体が増えています。

本村では例年どおり5月から10月をクールビズの期間としてノーネクタイとしてきましたが、引き続き、年間を通じてノーネクタイとすることについて11月以降、試行することになりました。

相手に不快感や違和感を与えないよう、意識した品位と節度のある服装とすることとし、村が主催する会議などでは外部の参加者にもノーネクタイの出席を呼びかけることとしています。その他、規定がある場合や社会通念上必要な場面では、これまでどおり正装することとし、平時のネクタイの着用は禁止せず、個々の判断に任せることとしています。

荷物受け取りの際の注意

受け取り荷物の確認をお願いします！！

定期船にて自分宛ての荷物（小荷物・貨物等）が届いた際に届いた荷物が自分の物なのか、すべて揃って届いているかの確認の徹底をお願いいたします。荷物の紛失に気づいた際には早急に各役役組合に確認していただきますようお願いいたします。荷物の確認が遅くなってしまうと損失してしまつた際に見つけ出すのが難しくなってしまうます。



県産材の利用促進について

令和4年10月17日（月）に鹿児島県木材利用推進運動協議会及び一般社団法人鹿児島県木材協会連合会柴立会長をはじめとする木材関係団体の方々が十島村役場を訪問し、県産材の利用推進のための要望書を頂きました。

これは、10月8日「木材利用推進の日」にちなみ、県産材の利用拡大を図るために行われるもので、木材を建築物等に利用することは、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環的利用サイクルを可能とするともに、持続可能な開発目標を示したSDGsに貢献するものです。

今後とも要望内容を踏まえながら、皆様と緊密に連携し、林業・木材産業の「稼ぐ力」の向上に向けて、非住宅建築物などへの品質や性能の確かな「かごしま材」の利用拡大に取り組んでいます。



令和4年度参議院選挙及び

県議会議員補欠選挙の投票率のお知らせ

投票結果（率）								
宝島	小宝島	悪石島	平島	諏訪之瀬島	中之島	口之島		
60.47%	66.67%	84.00%	67.74%	74.19%	76.56%	51.22%	男	参議院選挙
73.91%	68.18%	60.61%	63.33%	78.26%	69.23%	46.67%	女	
67.42%	67.39%	70.69%	65.57%	75.93%	73.28%	48.84%	合計	
65.00%	76.19%	95.45%	72.41%	79.31%	80.33%	55.00%	男	県議会議員補欠選挙
75.56%	83.33%	66.67%	76.00%	85.71%	69.23%	47.73%	女	
70.59%	79.49%	78.85%	74.07%	82.00%	75.22%	51.19%	合計	

宝くじの助成金で整備しました!!

令和4年度は諏訪之瀬島、悪石島にてコミュニティ助成事業を活用しました。以下はその報告です。

諏訪之瀬島、悪石島にてイベント用の音響セット、並びにアルミスチールを整備しました。この設備を活用し自治会主催の各種イベントがこれまで以上に活発になり、小・中学生の若い世代の住民の参加に加え、イベント活動に併せた出身者の帰省の促進など、交流人口の拡大も期待するところです。今後も諏訪之瀬島、悪石島両自治会は祭り等地元イベントを実施予定であり、整備により地域活動の充実強化、地域の発展に繋がるきっかけとなりました。



↑ 悪石島



↑ 諏訪之瀬島



↑ 悪石島

コミュニティ助成事業とは？

宝くじ助成金（通称：コミュニティ助成事業）とは、「一般財団法人 自治総合センター」が実施している宝くじの社会貢献広報事業です。宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の設備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための制度です。

要件を満たし助成の許可が下りれば、活動に直接必要な設備や備品などにかかる経費に対して100万円から250万円までの助成が受けられます。

申請を希望する場合は、十島村を通じて「一般財団法人 自治総合センター」に申請する必要があります。

例年、秋頃に翌年度の事業申請を行いますので、事業を希望する場合は役場までお問い合わせください。（※翌年5年度分の事業の募集は終了しました。）

詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

十島村役場 総務課 デジタル推進室 TEL:099-222-2101（代表）



固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日の時点で、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方にかかる税金です。もし、次のような場合は、届け出が必要となりますので、十島村役場総務課税務係へご連絡ください。

- 家屋を取り壊したり増築をしたりしたとき
- 未登記の家屋の名義を変更したとき（登記している家屋は法務局での手続きが必要となります。）
- 固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなったとき
- 固定資産の所有者（納税義務者）の住所・氏名等を変更したとき新たに船舶などの償却資産を購入・売却したとき

よくある質問

Q 年の途中で土地又は家屋を売買したとき、その年の固定資産税は誰が納めることになりですか？

A 固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿又は固定資産課税台帳に記載されている所有者に課税されます。

なお、不動産の売買契約が行われる際に「固定資産税の一部を買主が負担する」という契約もあるようですが、これはあくまでも、その契約に基づいたものであり、固定資産税の課税とは全く関係なく、村は所有者に課税し、納税通知書を送付することになります。

Q 固定資産の所有者が死亡したときはどうすればよいですか？

A 固定資産税の納税義務者が

死亡した場合は、法務局（登記所）で所有権移転登記（相続登記）の手続きをしていただくことになります。

【十島村内の固定資産の管轄
鹿児島地方税務局

☎099（259）0680】

併せて、令和2年4月1日から、現所有者（地方税法第384条の3に規定する者）となる方は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに十島村長へ申告書を提出していただく必要があります。

償却資産の申告について

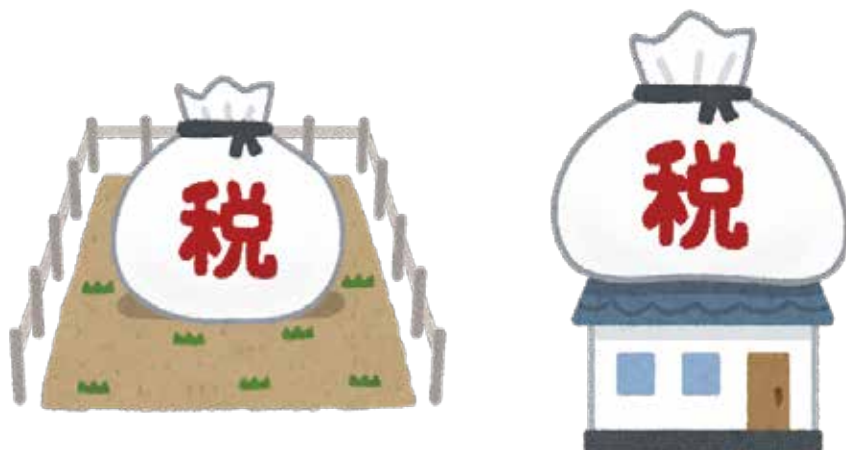
償却資産の所有者は、毎年1月1日時点で所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっています。（地方税法383条）申告していただく方

事業を行っている方で、毎年1月1日時点で十島村内に事業

用の償却資産を所有されている方になります。

（例 確定申告時に減価償却をしている船舶など）

新たに償却資産を所有された方については、申告書を送付しますので総務課税務係までご連絡ください。



令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金事業 実施状況

事業名	感染予防対策事業(感染対策消耗品)
事業概要	本庁舎等の公共施設の衛生用品の確保を図るとともに、住民にマスク、消毒液等を配布し感染を予防する。
事業内容	本庁舎、各公共施設、避難施設、村営定期船等の感染予防対策として、衛生用品確保のための経費
予算額	2,247,000円
事業名	リモートワーク環境整備事業
事業概要	感染予防対策のため、密を防ぎ、リモートワークやWEB会議を推進し、感染予防を図る。
事業内容	リモートワーク推進するための経費 ペーパーレス会議システム ペーパーレスシステムタブレット 電子決済システム ネットワーク機器整備
予算額	13,937,000円
事業名	畜産飼料高騰対策事業
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により高騰する飼料購入への支援を行い、農家の費用負担軽減を図る。
事業内容	基準額 7,500円(母牛3:子牛7) 718頭×2,250円 357頭×5,250円
予算額	3,490,000円
事業名	農産物出荷経費支援事業
事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により高騰する肥料購入への支援を行い、農家の費用負担軽減を図る。
事業内容	肥料代等の高騰に対する農家への支援(出荷実績) 1農家あたり5千円を支給 対象者:23名
予算額	115,000円
事業名	マイナンバーカード推進事業
事業概要	コロナ禍においてマイナンバーカードを活用したインターネット申請等により、対面機会や接触の機会の減少を目的とし、マイナンバーカード取得者及び新規取得者に給付金の支援を行う。
事業内容	マイナンバーカード取得者及び高齢者(65歳以上)の新規取得者に給付金を支給する。 対象:493名×15,000円
予算額	7,395,000円
事業名	山海留学生受入家庭給付事業
事業概要	コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている山海留学生を受け入れている寮監や里親への支援を行う。
事業内容	山海留学受け入れ1名あたり 10,000円 対象者:42名
予算額	420,000円
事業名	高校生等保護者給付事業
事業概要	コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている保護者への支援を行う。
事業内容	高校生以上大学生等まで 1名あたり 10,000円 対象者:32名
予算額	320,000円
事業名	船舶事業者支援
事業概要	新型コロナウイルスの影響による原油価格や物価の高騰の影響を受けている船舶事業者への支援を行う。
事業内容	原油価格、物価高騰の影響のある団体へ支援する。 ①600千円 ②200千円
予算額	800,000円

※マイナンバーカード推進事業について、本事業で対象外の方は別途、村独自の事業で対象となります。

寄付を頂きました!!

十島村工事株式会社様より50万円の寄付を頂きました。

令和4年10月13日に十島村役場4階会議室で寄付金贈呈式が行われました。

近年、乱獲によってタモトユリの数が減少しています。タモトユリは、口之島にだけ存在する県指定天然記念物のため、村では口之島に保護会を設立し、保護活動に取り組んでいます。

今回の寄付金は、タモトユリの保護・保存活動に充てる意向です。



↑贈呈式の写真

法務局よりお知らせ

「預けて安心 自筆証書遺言書 保管制度」

ご自身で書いた遺言書を法務局で保管する制度です。
大切な遺言書の紛失や改ざんを防止できますので、ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして直筆証書遺言を検討されるに当たって、ぜひ本制度をご利用ください。ご利用には事前予約及び手数料が必要です。

詳しくは、法務局ホームページでご確認又は、お近くの法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

鹿児島県法務局

供託課

☎ 099

(259)

0683 (直通)



遺言書ほかんガルー



→法務局HP
自筆証書遺言書

『相続登記』の申請が

義務化されます！

なくそう所有者不明土地

相続登記がされていない土地は、所有者が分からない状態となり、管理や利用が難しいため、公共事業や復旧・復興事業の妨げとなるなど、様々な問題が発生しています。その解消のために、令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されます。

所有者が亡くなった際には、相続人が法務局にて相続登記の申請をする必要があります。相続登記がされないまま相続人が管理していると、その相続人も亡くなった際に次の管理者が不明となってしまう、これまで大切にしてきた土地などの財産の把握がされなくなってしまうなど、様々な問題が生じてしまいます。

詳しくは、法務局ホームページでご確認又は、お近くの法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

鹿児島県法務局

不動産登記部門

☎ 099 (259) 0682



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキョウ」



→法務局HP
相続登記

マイナンバーカードでお 1 人 15,000 円の給付金

村では、マイナンバーカードの普及推進とコロナ禍による経済的支援を目的に、マイナンバーカード普及推進強化事業及び物価高騰対策給付金事業を実施します。

対象となる人

- ＜物価高騰対策給付金事業の対象となる人＞
- (1) 令和 4 年 10 月 1 日時点（以下「基準日」という。）で十島村住民基本台帳に記録されている者で、有効なマイナンバーカードを保有している者。
 - (2) 基準日で台帳に記録されている者で、令和 4 年 12 月 28 日までにマイナンバーカードの申請を行い、令和 5 年 1 月 31 日までに有効なマイナンバーカードを所有した 65 歳以上の者。
- ＜マイナンバーカード普及推進強化事業＞
- (1) 令和 4 年 10 月 1 日時点（以下「基準日」という。）で十島村住民基本台帳に記録されかつ有効なマイナンバーカードを保有していない者で、令和 4 年 12 月 28 日までにマイナンバーカードの申請を行い、令和 5 年 1 月 31 日までに有効なマイナンバーカードを所有した 65 歳未満の者。
 - (2) 基準日の翌日から本村に転入届をし、令和 5 年 3 月 31 日までに有効なマイナンバーカードを所有した者。
 - (3) 基準日の翌日から本村に転入届をし、マイナンバーカードを保有している者で、令和 5 年 3 月 31 日までにマイナンバーカードの継続利用の手続きを行った者。

支給・交付金額

対象となる人 1 人につき 15,000 円



+



+



=

45.000 円

15.000 円 15.000 円 15.000 円

申請・受給方法

- 1. 「世帯主」の人が申請・受給者となります。申請書に必要事項を記入してください。
- 2. 村内の各小学校及び中学校に在籍する山海留学生については、世帯主及び法定代理人が代理で申請はできますが、受給については法人代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）になります。
- 3. 振込口座確認のため、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写しを貼り付けてください。（水道料引落等に使用している世帯主名義の口座の場合は不要）

提出先・問合わせ先

〒892-0822
鹿児島市泉町 14 番 15 号
十島村役場住民課村民室
☎ 099-222-2101



→ 諏訪之瀬島での様子



→ 口之島での様子

マイナンバーの普及推進に

取り組んでいます!!

マイナンバーカードが健康保険証等に使えるようになる等、生活の様々な局面でサービスが受けられるようになることから、村では、各島に職員が出張し、マイナンバーカード申請サポート事業を行いました。

マイナンバーカード取得率 79・15%（令和 4 年 11 月 20 日現在）、県内 1 位の取得率となっています。マイナンバーカードを普及させ、安心・安全・豊かな暮らしにつながるように今後も推進していきたいと思っています。

→ 各島の取得率 (%)

島名	交付率 (%)
口之島	79.78
中之島	79.43
諏訪之瀬島	82.05
平島	75.94
悪石島	86.25
小宝島	90.90
宝島	82.64
合計	80.62

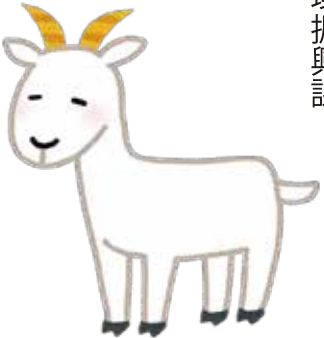
(11 月 30 日現在)

村の補助制度について

① 鳥獣（ノヤギ）被害対策補助について

村では、令和 4 年度からヤギ被害対策として、電気柵や防獣ネットなどの購入費用及びそれらの定期船運賃の一部を助成する事業を始めていますので、活用ください。

- （対象者）
農作物を生産出荷している、又はしうとして個人及び団体
（対象物及び補助率）
電気柵・・・事業費の 1/2 以内
8 万円を上限に補助
ワイヤメッシュ柵、捕獲網、防獣ネット、その他山羊被害防止資材・・・事業費の 1/3 以内
5 万円を上限に補助
- 【お問い合わせ先】
十島村役場地域振興課
農林業担当



② 婚活支援補助について

村では、地元独身男女に出会いの場を提供し、交流人口の増加及び定住促進を図ることを目的として婚活支援に対する補助をしていますので、ご活用ください。

- （対象者）
十島村村内に住所を有する、20 歳以上 60 歳未満の独身の男女
（対象事業及び補助率）
（1）婚活事業所の登録料 年間 3 万円を上限
（2）お見合いに係るフェリー運賃の全額補助
年 5 回まで
（3）お見合いで知り合った相手が十島村に行く場合のフェリー運賃全額補助
1 人につき 5 回まで
- 【お問い合わせ先】
十島村役場
地域振興課
人口対策室



介護予防生活支援施設 中之島 くつろぎの郷

くつろぎの郷とは？

十島村に住民登録をしている 65 歳以上の方が気軽に通える身近な場所で、週 2 回(火・木曜日の 14:00～)運動を中心とした介護予防活動を実施しています。運動後には、レクリエーションや制作活動を通して脳の機能の維持や、他者と交流する機会を用いて健康的な日々を過ごせるよう生活をサポートしています。運動以外にも習字や手芸を実施している日もあります。参加してみたいな、誰かに話を聞いてもらいたいなと思ったときは気軽にくつろぎの郷へ立ち寄ってください。

営業日(月～金曜日 8:30～16:30)



体操

体操は馴染み深いとしまのうたストレッチから始めて全身を動かします。みなさん健康意識が高く、毎週参加して筋力維持に繋がっています。牛や畑作業をして、ひと汗かいてから参加している方もいます。火曜日はご自身に合った重りを使って約 50 分の筋力トレーニングに励んでいます。自分のペースでコツコツと運動を続けられます。



レクリエーション

体操の後にはみなさんが楽しみにしている季節ごとのレクリエーションを行います。夏場は島民の方から頂いたスイカを使い、重さ当てをしました。ボッチャやボーリング、足蹴りカーリングなど種類は様々です。笑いが溢れることも多く、みなさんとても素敵な笑顔をみせてくれます。たくさん体を動かして、笑った後のお茶やコーヒーは別格です。



制作活動

夏の花「あさがお」の壁面飾りを役割分担して折り紙やちぎり絵で制作しました。同じ作り方でも一人ひとりの個性が現れる花になりました。制作をしながら貴重な過去の十島村の様子について話してくれることもあります。作成した壁面は、今年の文化祭に出展予定です。

住民医療費助成制度について

所得金額の範囲	基礎控除額
0 円ー 30 万円未満	5,000 円
30 万円ー 50 万円未満	6,000 円
50 万円ー 70 万円未満	7,000 円
70 万円ー 100 万円未満	8,000 円
100 万円ー 130 万円未満	10,000 円
130 万円ー 160 万円未満	15,000 円

住民医療費助成は、十島村住民に対して医療費の助成を行うことにより、住民の健康保持と医療費の自己負担の軽減を図ることを目的として行われている本村独自の制度です。

各世帯の所得金額等により、助成金の算出時に控除する基礎控除額が異なります。

(左の表のとおり)

※所得金額が 160 万円以上の方は、条例により助成対象外となりますのでご注意ください。

(注)①助成条件となる所得金額は、当該世帯にかかる前年の総所得金額等の合計額から被保険者 1 人について 5 万円を控除した額になります。

②8 月診療月分～翌年 7 月分の 1 年間は同じ基礎控除額で助成金を算出します。

③医療費助成の対象となる医療費については、保険点数医療費のみが対象となり、入院時の食事代・衣服代・部屋代等は含まれません。

保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内に、領収書（原本）を添付して申請してください。

○医療費助成が支給されるまで、高額療養費等の計算等を含め 2 ～ 3 ヶ月かかります。

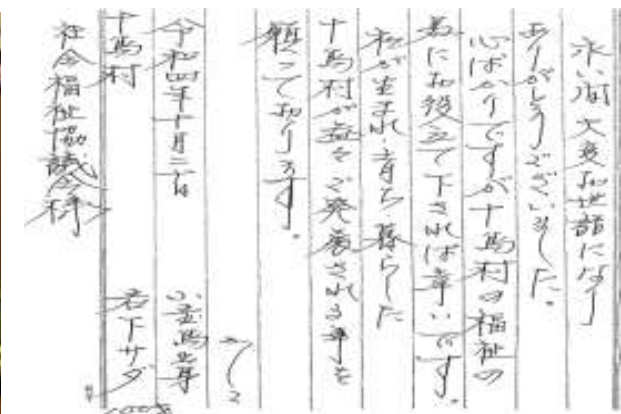
(レセプト等の状況により、支給されるまでに 3 ヶ月以上かかる場合もございますので、ご了承ください。)

○医療費助成の申請にあたりましては、医療機関が発行する領収書（原本）の添付が必要です。領収書がない場合は、本助成金を支給できませんので、ご注意ください。

その他、ご不明な点につきましては、十島村役場住民課保険係へお問い合わせください。

岩下サダ様 ご寄付ありがとうございました

いただいた寄付金は、村の福祉のために社会福祉協議会で大切に活用させていただきます。



岩下サダ様より寄付を頂きました！

～ 十島村子育て世代包括支援センターからのお知らせ ～

産後/パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後/パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等の介護・育児休業法 改正が令和4年4月から3段階で行われています。

【令和4月1日施行】

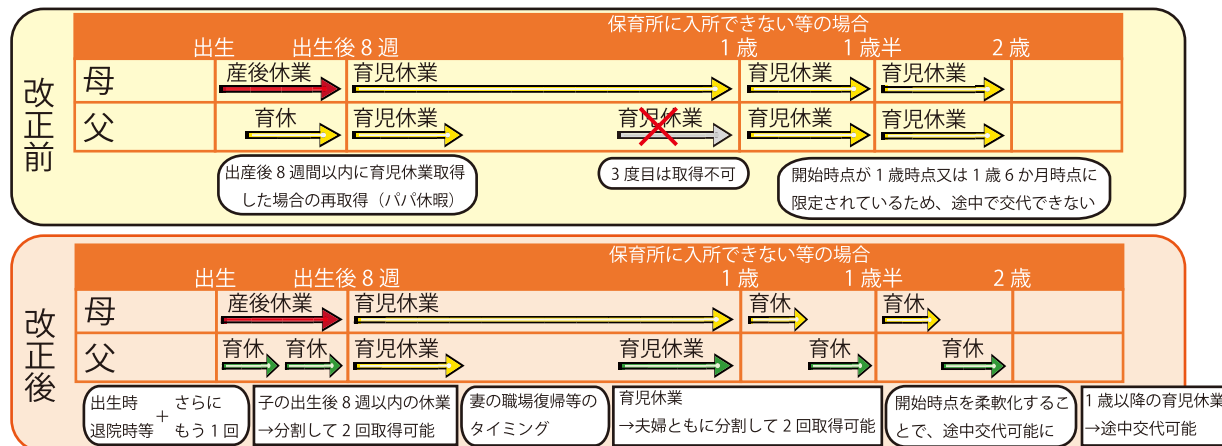
- 雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化
 - 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置（研修・相談窓口設置等）を講ずることを事業主に義務付ける
 - 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
 - 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であるもの」であることという要件を廃止する
 - ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする

【令和4年10月1日施行】

- 産後/パパ育休（出生時育児休業）の創設

	産後/パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{*1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 ^{*2} で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能 ^{*3}	再取得不可

- 育児休業の分割取得（下記 取得パターンイメージ）



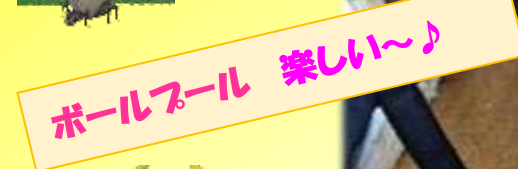
【令和5年4月1日施行】

- 育児休業取得状況の公表の義務化

常時雇用する労働者数が、1000人超の事業主に対し、育児休業等の取得の状況について公表を義務付ける



子育て支援拠点施設 各園の活動



← 平島 たいらっこ園



↑ 悪石島 のびっこ園 運動会がんばったよ



↑ 小宝島 こだから園 副園長先生となかよし



ロ之島 →
くちっこ園

↑ 宝島 いまきら園 おあつまりの時間

はじめましてテイフ先生 これからよろしくね



↑ 中之島 ほしのこ園



↑ 諏訪之瀬島 すわっこ園

紙コップタワーができたよ

楽しかった運動会

村営定期船 フェリーとしま 2

令和 4 年 12 月運行予定



鹿児島 ← 十島村 → 名瀬
十島村 土木交通課 航路対策室
TEL : 099-222-2101
フェリーとしま 2
TEL : 090-3022-4523



日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
予定		出		入	出		入出		入出		入	出		入出		入出		入	出			入	出		入	出		入		出	
便区分		名瀬便			名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便 (ワクチン便)				名瀬便			名瀬便				名瀬便	

新規採用職員を紹介します

この度、□之島のなごみの里でお世話になります。

私は、離島後関西で過ごしてきました。村のゆつくりと流れる時の良さを、再び味わえる事を楽しみにしています。先に帰郷し高齢者に手厚い事に驚きました。住み慣れた環境の中で少しでも長く、島で過ごせる様、一助になればと思っています。

どうぞ、よろしくお願い致します。



地域おこし協力隊
高齢者見守り支援員
えびな さわ子
海老名 さわ子

退職された地域おこし協力隊

を紹介します

商工観光支援員として宝島の売店で活動をしていた小中 剛様が令和4年11月18日を持って退職されました。

令和3年10月1日より活動をされておりました。1年と2ヶ月の間、地域のために活動していただきありがとうございました。

広報としまへの広告掲載募！

●広告の規格・掲載料（すべて消費税別）

- 縦 13.0cm × 横 8.5cm 月額 10,000 円
- 縦 13.0cm × 横 17.0cm 月額 15,000 円
- A4 サイズ 1 頁 月額 30,000 円

●広告掲載の申し込み

広報誌広告掲載申込書（第 1 号様式）に広告案を添えて総務課にご提出ください。

編集／発行：十島村役場 総務課 広報広聴係
〒892-0822 鹿児島市泉町 14-15
TEL:099-222-2101
よろしければ皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。



十島村の人口・世帯数 令和 4 年 12 月 1 日現在

島名	男性	女性	人口	世帯
口之島	52	51	103	67
中之島	81	60	141	86
諏訪之瀬島	45	34	79	38
平島	45	33	78	45
悪石島	44	36	80	39
小宝島	32	23	55	32
宝島	57	64	121	70
合計	356	301	657	377